

○射水市都市公園条例施行規則

平成17年11月1日

規則第130号

改正 平成19年9月21日規則第37号

平成25年3月19日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市都市公園条例(平成17年射水市条例第189号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、条例第7条第1項若しくは第3項又は条例第11条第1項の許可を受けようとする者は、次に定める許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、条例第28条第2項に規定する都市公園の特定公園施設に係るものにあつては射水市教育委員会が別に定めるところによる。

- (1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可 公園施設設置許可申請書(様式第1号)
- (2) 法第5条第1項の規定による公園施設の管理の許可 公園施設管理許可申請書(様式第2号)
- (3) 法第6条第1項の規定による都市公園の占用の許可 都市公園占用許可申請書(様式第3号)
- (4) 法第5条第1項、第6条第3項及び条例第7条第3項の規定による変更の許可 都市公園許可事項変更許可申請書(様式第4号)
- (5) 条例第7条第1項及び条例第11条第1項の規定による行為の許可 都市公園内行為許可申請書(様式第5号)

(許可書の交付)

第3条 市長は、前条に規定する申請書を受領し、許可を決定し、次に掲げる許可書を申請者に交付するものとする。

- (1) 公園施設の設置の許可 公園施設設置許可書(様式第6号)
- (2) 公園施設の管理の許可 公園施設管理許可書(様式第7号)
- (3) 都市公園の占用の許可 都市公園占用許可書(様式第8号)
- (4) 許可を受けた事項を変更する許可 都市公園許可事項変更許可書(様式第9号)

(5) 行為及び有料公園施設の許可 都市公園内行為許可書(様式第10号)

(工作物等を保管した場合の掲示の場所)

第4条 条例第21条第1項第1号(条例第27条において準用する場合を含む。)の規則で定める場所は、射水市役所とする。

(保管工作物等一覧簿の様式等)

第5条 条例第21条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する保管工作物等一覧簿は、保管工作物等一覧簿(様式第11号)によるものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める場所は、都市整備部都市計画課とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第6条 市長は、条例第23条第1項本文(条例第27条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前(急を要する場合にあっては、5日前)までに、次に掲げる事項を広報いみずへの掲載、第4条に規定する場所への掲示その他の方法により公示しなければならない。

(1) 入札に付する工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 契約条項を示す場所

(4) 入札執行の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 入札の方法

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長は、条例第23条第1項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に前項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、条例第23条第1項ただし書(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書の様式)

第7条 条例第24条(条例第27条において準用する場合を含む。)に規定する受領書は、受領

書(様式第12号)によるものとする。

(届出書の様式)

第8条 条例第25条の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる届出書を市長に提出するものとする。

- (1) 条例第25条第1号の規定による届出 工事完了届出書(様式第13号)
- (2) 条例第25条第2号の規定による届出 公園施設設置(管理)・都市公園占用廃止届出書(様式第14号)
- (3) 条例第25条第3号の規定による届出 原状回復届出書(様式第15号)
- (4) 条例第25条第4号の規定による届出 監督処分に伴う工事完了届出書(様式第16号)
- (5) 条例第25条第5号の規定による届出 権利変動届出書(様式第17号)

(使用料の減免)

第9条 条例第16条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第10条 条例第30条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に大島北野河川公園の管理を行わせる場合における第7条(同条第5号に規定する条例第11条第1項の許可を受けようとする場合に限る。)及び第8条(同条第5号に規定する条例第11条第1項の許可をする場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第31条第2項の規定により読み替えて適用する条例第11条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第11条 前条の場合における第9条の規定の適用については、第9条(見出しを含む。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第16条」とあるのは「条例第33条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第12条 前2条の場合における様式第5号、様式第10号及び様式第18号の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第16条」とあるのは「条例第33条第4項」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小杉町都市公園条例施行規則(昭和54年小杉町規則第4号)又は大門町都市公園条例施行規則(平成17年大門町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月21日規則第37号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日規則第13号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。